公募型プロポーザル方式によるネーミングライツパートナー選定実施公告

公募型プロポーザル方式により近江神宮外苑公園のネーミングライツパートナーの候補者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和８年１０月２３日

大津市長　佐藤　健司

１　募集概要

⑴　件名　近江神宮外苑公園ネーミングライツパートナー募集

⑵　募集の目的

本募集は、近江神宮外苑公園に「愛称」を付与することで、そこから得られる収益により当該施設の安定的な維持管理を図り、当該施設の魅力の向上に努めるとともに、企業等のＰＲ活動や社会貢献活動に資することを目的とする。

⑶　募集対象施設の名称

近江神宮外苑公園

⑷　契約期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

２　参加資格

前項の募集に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加することができる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

⑴　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項に規定する者に該当しない者であること。

⑵　大津市から指名停止を現に受けていないこと。

⑶　次に掲げる税を滞納していない者であること。

ア　市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。））

イ　消費税

ウ　地方消費税

⑷　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

⑸　破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。

⑹　本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者

であること。ただし、イ㈠にあっては、会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア　資本関係

㈠　親会社等（会社法第２条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

㈡　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

㈢　㈠又は㈡と同視しうる関係にあると認められる場合

イ　人的関係

㈠　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ａ　株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a)　会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b)　会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c)　会社法第２条第１５号に規定する社外取締役

(d)　会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ｂ　会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ｃ　会社法第５７５条第１項に規定する持分会社の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

ｄ　組合の理事

ｅ　その他業務を執行する者であって、ａからｄまでに掲げる者に準ずるもの

㈡　一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

㈢　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

㈣　㈠から㈢までと同視しうる関係にあると認められる場合

(7)　次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア　役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ　役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ　役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

⑻　次に掲げる事業又は業種に該当する事業を営む者でないこと。

ア　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に規定する風俗営業及びそれに類似する業種

イ　貸金業法（昭和５８年法律第３２号）に規定する貸金業

ウ　たばこに関する業種

エ　ギャンブル（宝くじを除く。）に関する業種

オ　投機的商品に関する業種

カ　債権の取立て、示談の引受け等に関する業種

キ　私的な秘密事項の調査に関する業種

ク　法律に定めのない医療類似行為を行う業種

⑼　近江神宮外苑公園の指定管理者の指定候補者である大和リース株式会社の事業目的と競合する者（大和リース株式会社を除く。）でないこと。

３　審査方法

前項の参加資格を満たしているプロポーザル参加者による申込書等の書面審査を実施し、その内容を大津市都市公園等ネーミングライツパートナー選定委員会において評価し、候補者の選定を行う。

４　応募手続等

⑴　担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒５２０－８５７５　大津市御陵町３番１号

大津市都市計画部公園緑地課　　（担当　千田、奥川）

電　話　０７７－５２８－２７８４

Ｅ-mail　otsu1809@city.otsu.lg.jp

⑵　募集要項の交付

募集要項の交付については、次のとおりとする。

ア　交付期間

令和８年１０月２３日（金）から同年１１月２７日（金）まで（大津市の休日を定める条例（平成元年条例第６７号）第１条に規定する市の休日を除く。）の午前９時から午後５時まで

イ　交付場所

第１号に同じ。（大津市ホームページでもダウンロード可）

ウ　交付する書類

募集要項、施設概要

⑶　募集要項に対する質問期限及び回答

ア　質問方法

質問票（様式は募集要項に添付）により電子メールで行うこと。（郵送、持参可）

メール件名に「質問：近江神宮外苑公園ネーミングライツパートナー募集．送信年月日（西暦８桁）．会社名」を入力し、添付の１ファイルにまとめて送信すること。

電子メールの場合は、提出後、必ず電話で電子メールを送信した旨を伝えること。

郵便の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

なお、電話又は口頭による質問は一切受け付けない。

イ　質問期限

令和８年１１月９日（月）午後５時まで（必着）

質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

ウ　回答方法

大津市ホームページにおいて掲載する。

エ　回答予定日

令和８年１１月１６日（月）

⑷　申込書等の提出

ア　提出書類

プロポーザルに参加しようとする者は、募集要項の定めるところに従い、次に掲げる書類の原本１部を提出すること。ただし、㈠に掲げる書類は、原本１部及び副本１部を提出すること。

㈠　近江神宮外苑公園ネーミングライツパートナー申込書

㈡　委任状（代理人に権限を委任する場合に限る。）

㈢　誓約書

㈣　地域貢献や緑化推進、地域のにぎわい創出等に対する考え方、活動実績及び今後の計画に関する書類

㈤　法人等の概要

㈥　大津市競争入札参加資格名簿に登録がない場合にあっては、次に掲げる書類

ａ　直近年度の市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が大津市に存する

場合に限る。)）及び消費税の納税証明書（写し可）（滞納がないことを確認できるもの）

b　法人の場合にあっては履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）（写し可）及び法人役員名簿、個人の場合にあっては身分証明書の写し

イ　提出場所

第１号に同じ。

ウ　提出方法及び期限

(ｱ)　持参による提出　令和８年１１月２７日（金）午後５時まで

(ｲ)　郵送による提出　郵便書留とし、令和８年１１月２７日（金）までに必着のこと。

(5)　審査結果の通知

令和８年１２月２１日（月）の予定

(6)　その他

ア　失格となる申込書等

申込書等が次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

(ｱ)　提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの

(ｲ)　指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

(ｳ)　記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(ｴ)　虚偽の内容が記載されているもの

イ　その他

(ｱ)　申込書等の作成等参加に係る全ての費用は、申込者の負担とする。

(ｲ)　提出期限以降における申込書等の差替え及び再提出は認めない。

(ｳ)　全ての申込書類は、返却しない。

(ｴ)　提出された申込書等は、ネーミングライツパートナーの選定以外には申込者に無断で使用しないこととする。

(ｵ)　提出された書類は、ネーミングライツパートナーの選定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。

５　その他の留意事項

詳細は、募集要項による。